

スリランカの農地制度と圃場整備

Land system and farmland consolidation in Sri Lanka

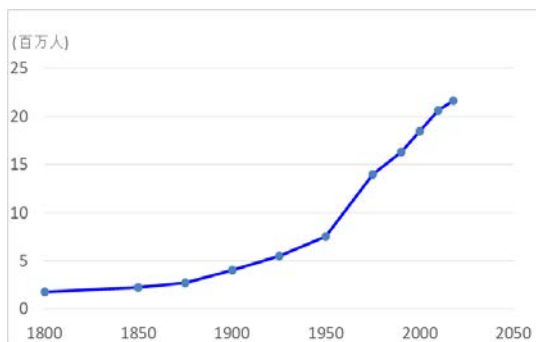
○八木 正広 *

YAGI Masahiro

1. はじめに：アジアの国々ではほぼ共通して、人口増加、農村人口比率の低下、農家の高齢化、若者の農業離れが進行しており、主食であるコメ生産の維持・拡大をどう図っていくかが重要な課題となっている。担い手が減少する中で、最も確実なコメ生産の維持・拡大方策は農業機械の導入による生産性向上である。しかしながら、区画が狭小・不整形で農業機械の導入に不適な圃場が多数である。

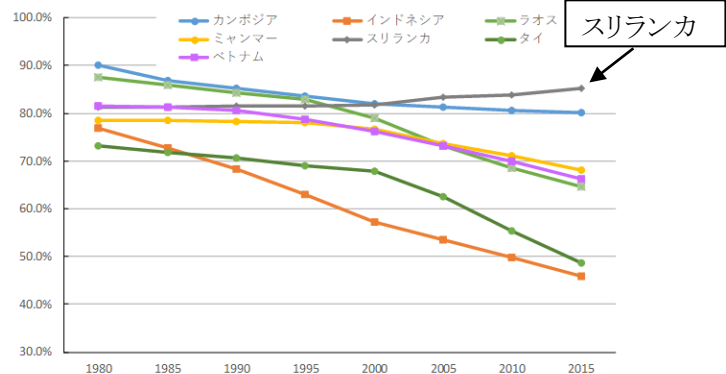
このような状況に対処するため、東南アジアではタイ、ベトナム、ミャンマーなどで圃場整備を推進して農業機械化を図っているものの、南西アジアではいまだ本格的な圃場整備が行われていない。

スリランカの人口推移



(出典：FAOSTAT)

アジア諸国の農村人口比率の推移



2. スリランカの農地制度：スリランカは、1500 年以降約 150 年づつポルトガル、オランダ、イギリスの植民地となった。イギリスは、1840 年に「英王領地布告」を施行し、所有権を証明できない土地を英王領地として接収した結果、国土面積(6,561 千 ha)の約 90%が英王領地となった。以後約 900 千 ha(国土面積の 14%)が外国人を中心とする投資家に入札で払い下げられ本国向けの紅茶のプランテーションが推進された。1900 年代に入ると人口圧力と食糧不足が顕著となり、土地喪失及び失業という 2 つの困難に晒された国民の生活を守るため、植民地政府は 1935 年に「土地開発布告」を施行し、99 年間の使用許可付きで国有地を土地なし農家に配分することとした。この布告により乾燥地における灌漑整備と入植が推進された。

その後、1948 年にイギリス連邦内の自治国「セイロン」として独立し、1972 年に元々の国名「スリランカ」として完全独立を果たすと、同年、「土地改革法」を施行して 10ha 超の水田、20ha 超の高地を収用して土地なし農家に配分した。さらに、1975 年には同法の改正により、外国資本の農園に対しても農地所有の上限規制を適用し、収用した農地を土地なし農家や政府機関に配分した。

国有地配分については所得水準に応じた分類があり、年間所得 144,000 ルピー(=約 10

* 日本水土総合研究所 Japanese Institute of Irrigation and Drainage
キーワード: 圃場整備、農用地計画・整備

万円)以下の貧農は無償で、年間所得 144,000~500,000 ルピー(=約 10~30 万円)の中・高所得農は土地代金を支払って土地配分が受けられる。しかし、年間所得 500,000 ルピー(=約 30 万円)以上の富裕農は土地配分は受けられず、政府と 30 年間(延長可)の土地リース契約を結ぶことができる。当初 99 年間の使用許可付きで国有地が配分されたが、土地の境界、権限に係る問題が多発したため、1981 年以降は許可(Permit)から測量図付きの権利証(Grant)へ転換されていった。しかしながら、国有地は農地として使用するために配分されたものであるため、これに違反すると取り消される場合もあり、許可、権利証とも配分地の最終権限は国が持っている。

水田の配分面積については、当初は灌漑開発と一体的な水田開発も行われたため農家当たり 2ha であったが、1970 年ごろには 1ha となり、以後新規開田が少なくなるに伴い 0.4ha へ、さらに現在は 0.25ha へと縮減されている。

これに加えて、水田農地は相続に伴う細分化が進み、農家一戸当たりの農地保有面積は平均 0.4ha まで縮小している。なお、法律上は 1969 年の土地開発布告(改正)により灌漑農地については 1.5 エーカー(=0.6ha)未満の農地分割は禁じられている。

3. スリランカの圃場整備： スリランカ政府は増加する人口に対応した食糧増産を図るため農業機械化を推進する方針である。しかし、現状の農地区画は狭小・不整形であり、一方土地は農家の最大の財産でありながら権利、登記、相続手続きの不備が多く手を付けると問題発生が避けられないことから、以下のような現況の土地境界内での畦畔除去による区画拡大プロジェクトをパイロット的に実施している。

- (1) 農業省の指導員が農家に研修(「区画数を半数以下に」、「畦畔は等高線方向に長く」、「区画形状はできるだけ長方形に」など)
- (2) 農家が自分の農地区画のスケッチ図(現況と計画)を描いて指導員に相談
- (3) 農家が労働力・機械(トラクター等)を自分で調達し区画拡大の工事を実施
- (4) 農家が指導員に工事完了を報告
- (5) 指導員が現地確認後、農家に補助金(実費の約半額)を支給



畦畔の除去



新畦畔の造成



完成

4. 考察：スリランカの畦畔除去プロジェクトは、ア. 設計・施工の責任主体が政府でなく農家である、イ. 必要経費が最小限である、ウ. 農家は機械を導入できた、エ. 畦畔除去による耕作面積の拡大が図られた、オ. 整備した農家が効果を実感したことなど事業効果は明らかであるが、この手法は対象地域が比較的平坦地に限られている。

5. おわりに：スリランカ政府は圃場整備を全国的に展開していく端緒として換地を伴う圃場整備に試験的に取り組みたい意向を有しているため、当所として日本の経験を踏まえて技術的な支援をしていきたいと考えている。